

設計要領第五集 交通安全施設 立入(R4.7) 落下(R4.7) 眩光(H17.10) 中央分離(H25.7)
改定概要 (令和5年7月版)

■改定概要、□記載内容の変更

編	項目	改定概要、記載内容の変更	備考
落下物防止柵編	7章 材料及び防錆処理 2項 防せい処理	■JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 改定により変更	
中央分離帯転落防止網編	3章 設置方法	■設置方法が標準横断構成より異なる場合の検討について追記	
中央分離帯転落防止網編	4章 構造及び材質	■鉄道交差箇所については、落下物防止柵の設置協議が必要となり、転落防止網単体での協議は行わないため削除	
中央分離帯転落防止網編	4章 構造及び材質 3) アンカーボルト	■JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 改定により変更	
立入防止柵編	4章 立入防止柵の形状等 4項 表面処理 (1) 一般部 1) 非積雪地用	■JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 改定により変更	JIS H 8641 溶融亜鉛めっき改定により、鋼板は膜厚に変更 網及び鉄線は付着量を追記
立入防止柵編	4章 立入防止柵の形状等 4項 表面処理 (1) 一般部 2) 積雪地用	■JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 改定により変更	JIS H 8641 溶融亜鉛めっき改定により、鋼板は膜厚に変更 網及び鉄線は付着量を追記